

令和2年1月23日現在

一般競争入札による所有地の売却について

東京都財務局では、次の入札公告のとおり、一般競争入札により所有地を売却します。

このことについての照会は、

財務局財産運用部活用促進課（都庁第一本庁舎40階南塔） 電話03-5388-2728 まで
お寄せください。

詳細につきましては、一般競争入札参加要領をご覧ください。

なお、一般競争入札参加要領は、以下のとおりPDF形式にて掲載するほか、令和2年1月23日（木）から同年2月17日（月）までの間（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）は、活用促進課の窓口でも配布します。

また、入札参加申込書等については、一般競争入札参加要領（25頁以降）にあります。

[一般競争入札参加要領\(PDF形式\)](#)

（↑クリックしてください。）

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月23日

東京都知事 小池 百合子

1 入札内容

- (1) 件名 所有地の売却
- (2) 物件の表示

物件 番号	所在	地目	地積
①	墨田区立川三丁目7番8	宅地	46.31㎡
②	江東区東陽一丁目33番27	宅地	256.22㎡
③	葛飾区水元一丁目10番6	雑種地	421.48㎡

(3) 最低売却価格

物件番号①	23,900,000円
物件番号②	127,000,000円
物件番号③	34,000,000円

(4) 契約に当たっては、次の条件を付する。

ア 契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならないこと。

なお、これらの条件に違反したときは、東京都は契約を解除できるものとし、落札者は違約金等を支払わなければならないこと。

2 競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(3) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者

(4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

3 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎40階南塔
東京都財務局財産運用部活用促進課
電話 03-5388-2728（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和2年1月23日（木）から同年2月17日（月）までの毎日（ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）の9時から17時までの間に、申込書を3の場所へ持参して提出しなければならない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月19日（水）11時から11時20分まで
入札締切後即時開札

イ 場所 東京都庁第一本庁舎40階南塔 40B会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もる金額の100分の3以上の額（現金又は東京若しくは横浜手形交換所加盟の金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手により納付すること。）

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都の最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、入札参加要領による。

5 その他

入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがある。

なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しない。